Tottori Pref.

東日本大震災対策本部会議
【資料編】

被害状況

地震・津波関係

ア　東日本大震災（3月11日14時46分）　マグニチュード9．0
　　（余震）6月23日8：00現在　M7.0以上の余震5回、M6.0以上の余震85回、M5.0以上の余震514回が発生

イ　津波　（6月23日12時00分時点）　　＜警報＞　なし　＜注意報＞　なし

人的被害 〔警察庁、内閣府6月22日〕 4月7日、11日及び12日に発生した宮城県沖及び福島県浜通りを震源とする地震の被害を含む	死者	15,477名　（岩手県4,555名、宮城県9,259名、福島県1,597名ほか
	行方不明者	7,464名　※現在も行方不明者多数であり、全容把握に至っていない。
	負傷者	5,386名
	避難者	112,405名（福島県22,063名、宮城県19,266名、岩手県18,641名ほか）
火災　〔消防庁6月16日15:00〕		312棟（うち鎮火312棟）
建物被害　〔警察庁6月22日〕		全壊104,173棟、半壊98,309棟 ※津波により水没し壊滅した地域があり、全容把握に至っていない。
公共土木施設被害 〔国土交通省6月20日10:00〕		河川：3,357件、　海岸：124件、　ダム：8件、　砂防：123件、　道路：164件、　港湾1,046件
交通	鉄道〔国土交通省6月20日10:00〕	5事業者12路線で運転休止中（4/29 東北新幹線全線開通）
	空港〔国土交通省6月20日10:00〕	仙台空港含め、被災地周辺の13空港全て利用可能
	道路〔国土交通省6月20日10:00〕	高速道路1、直轄国道4、補助国道17、地方道142の区間で通行止
ライフライン	停電 〔東北電力HP：6月18日16:00〕	東北電力として復旧作業に着手可能な地域の停電はすべて復旧 ※津波等で公共的なインフラ（電柱等）や家屋の流失等の地域の78,137戸、設備は復旧したが不在等により屋内安全性が確認できず送電を保留7,293戸、福島県内の立入制限区域31,316戸は除く ※受給逼迫による計画停電3月14日～（東京電力）、（3月16日～（東北電力））
	通信	通信規制：なし
福島原発		未だ収束せず

被災地への支援状況

人的支援　　派遣延べ人数　394人（6月11日現在）

区　分	派遣先	派遣人数	派遣期間等	摘　要
職員災害応援隊	宮城県石巻市 （課税業務支援は南三陸町）	30人 （うち県15人）	3月22日～ ２週間交替	各避難所に2人ずつ配置 （5/31～課税業務支援のため、南三陸町へ派遣）
保健師	宮城県石巻市	3～4人＊	3月15日～（厚労省要請） １週間交替	第4班、第１１班には医師1が同行
医療救護班 （医師、看護師等）	宮城県	4人	3月20日～5月22日 １週間交替	鳥大附属病院、中央病院、厚生病院の交代制
関西広域連合現地連絡所連絡調整員	宮城県	3～4人＊	3月15日～ 2週間交替	
放射能環境ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ専門家（衛生技師）	福島県	2人	3月26日～4月30日　1週間交代 （文科省、福島県要請）	モニタリング車同行
児童心理司 児童福祉司	宮城県	3～4人＊	4/4～（厚労省要請） １週間交替	
指導主事（教員）	宮城県石巻市	2人	4月12日～27日	
建築・電気・土木（港湾）	宮城県	3人	6月1日～3月31日	一部は10月31日で交代
スクールカウンセラー	宮城県石巻市	1人	5月30日～　2週間交代	計3名派遣
鳥取DMAT	宮城県等	11人	3月11日～19日	

＊派遣人数には運転士を含む

○災害ボランティアについて

ア　事前受付（鳥取県ボランティア・市民活動センター（社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会））

■被災地ボランティア　　６月１７日（金）１７時現在　　個人１７１件、団体7件　計２４４人　登録

■遠隔地一時避難所ボランティア　　６月１７日（金）１７時現在　　個人　８４件、団体4件　計　９５人　登録

イ　災害ボランティアの派遣（石巻市で活動）

■第1陣　４月５日～９日　２８名

■第2陣　４月１８日～２２日　４５名

■第3陣　５月１７日～２１日　２２名

物的支援

（1）県民からの救援物資について

ア、救援物資の受付

３月１８日　各総合事務所及び市町村に受付窓口を設置（３月２５日受付終了）。

（内容）

■受付品目　　７品目（保存食、水、その他の飲料、生理用品、粉ミルク、紙おむつ、毛布）

■受付場所　　各県総合事務所県民局（東部、八頭、中部、西部、日野）。市町村受付分も各圏域総合事務所に集約

■期間・時間　　３月１８日～３月２５日（８日間）　９時～１５時（１８日は、１３時～）

■現地搬送　　３月２２日から搬送開始（第１次～第４次）　計１０tトラック７台分

イ、県営住宅等に入居される被災者のかたへの提供可能な生活用具の事前登録の受付

■受付品目　　１０品目（照明器具、テレビ（地ﾃﾞｼﾞ対応、ｱﾅﾛｸﾞ）、地ﾃﾞｼﾞﾁｭｰﾅｰ、洗濯機、冷蔵庫、炊飯器、電子レンジ、暖房器具、布団、自転車）

■受付場所　　東部、中部、西部総合事務所県民局

■期間・時間　　３月２２日～４月２８日※延長　９時～１７時

■登録状況　　申出人数：１１５名　件数：６５２件

（2）義援金

○県民の義援金については、県庁県民課及び各総合事務所県民局に募金箱を設置

■受付期間：３月１４日（月）から９月末日まで※延長　（受付時間：平日のみ　午前8時30分～午後5時15分）

集まった義援金は、日本赤十字社を通じて被災地に送金する予定。

（3）寄附金

○被災者支援の施策に充てることとして、民間からの寄附金を受入れ

■寄附金受付状況　１１件　３２，８４９，０３９円（６月１０日現在）

被災者の受入れ状況

（1） 被災者受入支援総合相談窓口

〇相談件数（6月23日11：40現在） ： 147件 （内訳：被災者からの相談：50件、その他：97件）

・鳥取県内への受入条件や空き家提供の申し出など

（2） 個別要請による受入れ

住宅の全半壊等により居住できなくなった方又は福島原子力発電所事故に伴い避難措置、屋内退避を指示されている方の受入を行う。

〇問合せ件数（6月9日17時現在） ： 50件（53世帯）

〇受入れ状況

区　分	受 入 状 況
県営住宅、市営住宅	12世帯　34人 （6月20日現在）
民家、親戚宅等	38世帯　84人 （6月20日現在）
計	**50世帯　118人**

〇児童生徒の入学等の人数： 小学生13名、中学生6名、高校生5名、計24名 （6月10日現在）

〇県営住宅等へ入居される被災者の方のための生活用具として提供いただける物品の事前登録（～4月28日まで）

（3） 避難被災者への生活支援金の提供

避難被災者へ当面の生活費を援助するため、民間からの寄付と県費をあわせて支給する制度を創設

〇支給額 1世帯あたり30万円（単身者15万円）※受付開始：4月14日（木）より（担当：県福祉保健部）

〇支給決定状況： 21件 4，550千円 （6月10日現在）

（4） 被災して保護者を亡くすなどした児童・生徒への支援

県内に避難し、本県内の学校等に入学・転入学等する児童・生徒に対し、入学支度金を支給

（小学校・中学校等 一人当たり10万円、高等学校等 一人当たり20万円）

〇支給状況 1件 （6月23日現在）

（5） 旅館・ホテルを無償提供

〇登録：5月16日16時現在 107館 584室

〇対象者：東日本大震災に被災された方で、県内の公営住宅等への入居を検討される方

（6） 県内に避難されている被災者への雇用機会の創出

4月27日 緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した鳥取県非常勤職員の募集を開始

〇県西部総合事務所で1名（6／13～）、鳥取市で1名（6／20～）を採用

（7） 県立高等技術専門校の授業料等を免除

職業訓練を受講する被災者等の普通課程（1～2年間）の職業訓練に係る授業料等の免除を開始

（6月23日現在、被災者1名が受講中）

※本資料に掲載している施策は平成23年6月23日現在のものです。

がんばろう日本！ 鳥取発 リバイバルプラン

このたびの東日本大震災で被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。
被災地はもとより、鳥取県内においても震災の影響が日に日に拡がりつつあります。こうした現状を打破し、鳥取の地から日本の復興に貢献するため、「がんばろう日本！鳥取発 リバイバルプラン」をここに策定いたしました。
鳥取県では、プランに基づき、被災された皆様の受け入れなどの支援を行うほか、震災の影響を受けた県内事業者等の皆様への支援についても、強力に推進してまいります。

がんばろう 日本！ 鳥取発 リバイバルプラン

県外の皆さまへの対策

フレンドシッププログラム ～鳥取県への避難をお考えの皆さまへ～

住 住まいの支援
- 県営住宅等を提供します
- 県内ホテル・旅館における受入を行います

活 避難後の生活の支援
- 避難後の当面の生活費を支援します
- 市町村と連携した生活支援を行います

雇 雇用の支援
- 県・市町村の非常勤職員として雇用します
- 被災地の農林漁業者の就業を支援します
- 県内の民間企業が雇用と住宅の支援を行います
- 県とハローワークが連携した就業支援を行います

育 教育の支援
- 保護者を亡くした避難児童生徒に入学支度金を支給します
- 児童生徒の転入学の相談窓口を設けています
- 幼児児童生徒に緊急的な就学支援を行います

福 社会福祉施設・医療施設の利用の支援
- 介護や医療などが必要な方の受入を行います

産 事業継続・生産基地移転の支援
- 工場の生産活動の継続、生産基地の移転を支援します

県内の皆さまへの対策

リノベーションプログラム ～震災による影響を受けた県内の皆さまへ～

中小企業 中小企業の支援

《資金繰りを支援》
- ニューマネー供給と返済負担軽減により資金繰りを応援します

《経営改善を支援》
- 特別相談窓口を設置します
- 緊急支援チームが経営改善をお手伝いします

《雇用維持・キャリアアップを支援》
- 雇用調整のピンチを人材育成のチャンスへ

《取引マッチングを支援》
- 仕事量・売上高回復を強力バックアップ

《安心・安全の確保を支援》
- 海外向け工業製品の放射能検査を無料で実施します
- 海外向け食品等の産地証明を県庁で実施します

観光 誘客促進の支援

《国内観光（誘客促進）を支援》
- 県内への緊急誘客対策を促進します

《国際観光（国際交通インフラ利用）を支援》
- 米子鬼太郎空港のリムジンバス利用者を支援します
- 米子ソウル便利用のグループ旅行支援を拡充します

農林水 農林水産業の支援

《木材搬出を支援》
- 森林から間伐材を搬出する経費の支援を拡充します

《水産物流通を支援》
- 境港から被災地への水産物チャーター便を運行します

フレンドシッププログラム
～鳥取県への避難をお考えの皆さまへ～

住　住まいの支援

●県営住宅等を提供します　※6月23日の本部会議をもって拡充予定

被災者の方（住宅の全壊、半壊等により居住できなくなった方又は福島第一、第二原子力発電所の事故に伴い避難措置、屋内待避を講じられた方）を対象に県営住宅、職員住宅を提供します。（約150戸）

入居期間：原則として1年以内（更新については柔軟に対応します）
家　賃　等：家賃は全額免除、敷金・連帯保証人は不要
生活用具：風呂、ガスコンロ、照明設備、寝具等は鳥取県が準備します。
光熱水費・共益費等：原則として自己負担（※一部免除を検討中）
※市町村営住宅（約100戸）、雇用促進住宅（約300戸）についても提供可能です。
入居条件が異なる場合がありますので、御相談ください。

●県内ホテル・旅館における受入を行います

鳥取県内に避難された被災者の方が、県営住宅等に入居されるまでの間の一時的な宿泊施設を提供します。（１０７館５８４室（5/16現在））

活　避難後の生活の支援

●避難後の当面の生活費を支援します　※6月23日の本部会議をもって拡充予定

被災地から避難して本県に居住された場合に、民間の寄付と県費を合わせた形で「東日大震災避難被災者生活支援金」として支給し、生活再建を支援します。

対象者：①又は②の世帯（者）で、鳥取県に避難し、鳥取県内の賃貸借住宅等又は親類宅や知人宅、ホームステイなどで1ヶ月以上居住する世帯（者）
①東日本大震災により、従来住んでいた住宅が全壊又は半壊等の被害を受け、居住出来なくなった世帯（者）
②福島第一、第二原子力発電所の事故により避難指示等の対象となった地域に居住していた世帯（者）

支給額：１世帯につき３０万円（単身者１５万円）
※ただし、親類宅や知人宅、ホームステイなどの場合は１世帯につき20万円（単身者の場合は10万円）

●市町村と連携した生活支援を行います

市町村等の関係機関と連携して、避難後の生活を支援します。

- 生活資金
- 行政手続き、税に関する相談
- その他
- 児童、生徒の教育機関への受入
- メンタルケア、医療、介護

職　雇用の支援

●県の非常勤職員として雇用します

鳥取県内に避難している被災者を被災地の実情をよく知る者として、県の行う今回の災害支援に関連する業務に従事する非常勤職員として雇用します。

雇用形態：非常勤職員
採用規模：６名（本庁、東・中・西総合事務所）
採用時期：平成２３年５月以降（ひとまず最大６ヶ月程度）

●県・市町村の非常勤職員として雇用します

鳥取県内に避難している被災者を国の緊急雇用基金等を活用した非常勤職員として雇用します。

雇用形態：非常勤職員（県又は市町村）
採用規模：枠として２００名程度
採用時期：平成２３年５月以降（ひとまず最大６ヶ月程度）
対　象　者：青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した方又は当該地域に居住していた方で、鳥取県内に避難された方。

●被災地の農林漁業者の就業を支援します

被災地の農林漁業者のニーズ（「雇用就業」又は「自営就農」）に応じ、鳥取県内における農林水産業への就業を支援します。
での雇用を支援します。

①雇用就業型…農業法人、林業事業体、漁業経営体などへの就業支援
※賃金、雇用期間、勤務時間等の雇用条件は、受入法人等によって異なるため、事前の相談が必要。（ひとまず最長１２ヶ月、ただし農業のみ最長３年）
②自営就農型…農地確保、機械・施設導入補助(1/2) のほか、新規就農の場合は交付金（1年10万円/月 2年目6.5万円/月 3年目4万円/月）の支給等

●県内の民間企業が雇用と住宅の支援を行います

鳥取県内の民間企業が被災者を雇用（最長３年間）雇用するとともに住宅(社宅)を提供します。雇用条件、採用方法など詳しくは、御相談ください。

●県とハローワークが連携した就業支援を行います

県内の鳥取・倉吉・米子の各ハローワークに「特別相談窓口」を開設。
被災者向けに、ハローワークによる出張相談（就業・雇用保険）を行います。

育 教育の支援

●保護者を亡くした避難児童生徒に入学支度金を支給します

震災により父母等保護者が死亡したこと等により鳥取県内に避難し、本県内の小学校、中学校、高等学校等に転入学する児童生徒（1ヶ月以上居住することが見込まれる場合）に入学支度金を支給します。

・小学校・中学校・特別支援学校（小・中学部） 10万円／人
・高等学校・特別支援学校（高等部）・高等専門学校・専修学校（高等課程） 20万円／人

●児童生徒の転入学の相談窓口を設けています

震災における被災地域の児童生徒等の就学機会を確保するため、児童生徒の転入学に係る相談を受け付けています。

【高等学校】 鳥取県教育委員会事務局 高等学校課
電話 **0857-26-7916** ファクシミリ **0857-26-0408**
電子メール koutougakkou@pref.tottori.jp

【特別支援学校】 鳥取県教育委員会事務局 特別支援教育課
電話 **0857-26-7575** ファクシミリ **0857-26-8101**
電子メール tokubetusienkyoiku@pref.tottori.jp

【小・中学校】 各市町村教育委員会（別記）
※転入先の市町村が決まっていない場合
鳥取県教育委員会事務局 小中学校課
電話 **0857-26-7512** ファクシミリ **0857-26-8170**
電子メール shouchuugakkou@pref.tottori.jp

●幼児児童生徒に緊急的な就学支援を行います

震災により鳥取県内に避難し、本県の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に転入学する幼児児童生徒の就学を支援します。

＜就学支援の主な内容＞

○幼稚園（公・私立）に就園する幼児に要する保育料の軽減
被災した幼児の保護者への支援を実施した市町村に対して助成を行います。
公立：１人当たり２０，０００円～７９，０００円
私立：１人当たり４６，８００円～３０３，０００円（所得に応じ）

○小・中学校（国・公・私立）の児童生徒に要する学用品、通学費、学校給食費、医療費等の支援
被災した児童生徒の保護者への支援を実施した市町村に対して助成を行います。
【上限額】
小学校：１～５学年･･･１４万円程度、６学年･･･１６万円程度
中学校：１～２学年･･･２０万円程度、３学年･･･２６万円程度

○高等学校等（国・公・私立）の生徒への奨学金の貸与
被災した生徒向けの貸与枠を拡大します。
貸付額：月額１８，０００円～３５，０００円（無利子）

育　教育の支援（前頁からのつづき）

〇私立高等学校等の生徒の授業料等の減免
　被災した生徒の納入金（授業料等）を減免している私立学校設置者に対して助成を行います。
〇特別支援学校等の幼児児童生徒に要する教科用図書、学校給食費、交通費、寄宿舎居住経費、修学旅行費、学用品購入費等の支援
・特別支援学校
　被災した幼児児童生徒の保護者に対して支援を行います。
　　対象経費の一部～全額　平均１１６，０００円程度（所得に応じ）
・特別支援学級
　被災した児童生徒の保護者への支援を実施した市町村に対して助成を行います。
　　対象経費の一部～全額　平均３３，０００円程度（所得に応じ）

（別記）鳥取県内市町村教育委員会一覧

市町村名	担当課等	郵便番号	所在地	電話	ファクシミリ	メールアドレス
鳥取市	学校教育課	680-0047	鳥取市上魚町39	0857-20-3356	0857-29-0824	kyo-gakkou@city.tottori.lg.jp
米子市	学校教育課	683-8686	米子市東町161-2	0859-23-5433	0859-23-5413	gakkyo@yonago-city.jp
倉吉市	学校教育課	682-8611	倉吉市葵町722	0858-22-8166	0858-22-1638	kyouiku@city.kurayoshi.lg.jp
境港市	教育総務課	684-8501	境港市上道町3000	0859-47-1089	0859-47-1109	kyouikusoumu@city.sakaiminato.tottori.jp
岩美町	学校教育係	681-0003	岩美郡岩美町浦富675-1	0857-73-1301	0857-73-1569	Kyouiku@iwami.gr.jp
若桜町	総務学校教育係	680-0792	八頭郡若桜町若桜801-5	0858-82-2213	0858-82-1045	kyouiku@town.wakasa.tottori.jp
智頭町	教育課	689-1402	八頭郡智頭町智頭2072-1	0858-75-3112	0858-75-4124	Kyouiku@town.chizu.tottori.jp
八頭町	教育課	680-0601	八頭郡八頭町北山63-1	0858-84-1231	0858-84-1201	kyouiku@town.yazu.tottori.jp
三朝町	教育総務課	682-0195	東伯郡三朝町大瀬999-2	0858-43-3510	0858-43-0647	kyouiku@town.misasa.tottori.jp
湯梨浜町	教育総務課	682-0723	東伯郡湯梨浜町久留19-1	0858-35-5364	0858-35-5387	ykyoiku@yurihama.jp
琴浦町	教育総務課	689-2303	東伯郡琴浦町徳万266-5	0858-52-1160	0858-52-1122	kyouikusoumu@town.kotoura.tottori.jp
北栄町	教育総務課	689-2292	東伯郡北栄町由良宿423-1	0858-37-5870	0858-37-3242	Kyouiku@e-hokuei.net
日吉津村	教育委員会	689-3553	西伯郡日吉津村日吉津872-15	0859-27-5956	0859-27-0903	matsuo@hiezu.jp
大山町	学校教育課	689-3211	西伯郡大山町御来屋263-1	0859-54-5211	0859-54-5217	gakkou@daisen.jp
南部町	総務･学校教育課	683-0201	西伯郡南部町天萬558	0859-64-3787	0859-64-2183	kyouiku@town.nanbu.tottori.jp
伯耆町	総務学事室	689-4201	西伯郡伯耆町溝口647	0859-62-0927	0859-62-7172	kyouiku@houki-town.jp
日南町	教育委員会	689-5292	日野郡日南町霞800	0859-82-1118	0859-82-0116	s1010@town.nichinan.tottori.jp
日野町	教育委員会	689-4503	日野郡日野町根雨101	0859-72-2107	0859-72-1484	kyouiku@town.hino.tottori.jp
江府町	教育振興課	689-4401	日野郡江府町江尾1944-2	0859-75-2223	0859-75-3942	kyouiku@town-kofu.jp

福　社会福祉施設・医療施設の利用の支援

●介護や医療などが必要な方も安心しておいでください

社会福祉施設等（計約400人）　　受入期間：６ヶ月以上

・高齢者施設（老人保健施設等）約１５０人　　・病院　（院内の地域交流ホール）　約１００人
・障害児・者施設　約６０人　　・児童・母子・婦人施設（母子生活支援施設等）　約９０人
※利用料は災害減免制度が適用される場合があります。

医療機関（計約200人）

・病院（入院）　約１８０人　　・病院（通院：人工透析医療）　約２０人
※通院の場合は、最寄の県営住宅等に滞在していただく予定です。

産　事業継続・生産基地移転の支援

●鳥取での生産活動の継続をバックアップします

◆緊急避難やリスク分散のための工場等の移転をトータル支援！

（トータル支援メニュー）

①空工場・空オフィス・工場用地の斡旋
②工場等を移転・新設する場合の助成（※参照）
③資金調達の相談
④物流相談（倉庫情報含む）
⑤生産活動に協力できる県内企業の紹介、受発注開拓等の支援
⑥生産に関する技術的アドバイス及び支援
⑦生産に必要な人材確保・斡旋及び人材育成

※ 一時的な工場移転には、『最大５千万円』 助成

〇対象企業
・被災地域のほか、東京電力・東北電力管内の企業

〇補助内容
・工場及び生産設備等の賃借料を１年分補助
・機械装置の移転費用全額補助
・従業員の住居移転費用等の半額補助

※ 恒久的な移転・新設には、『最大５０億円』助成

〇対象企業
・被災地域のほか、東京電力・東北電力管内の企業
・今後30年以内に震度６弱以上の地震が発生する確率が高い（26%以上）地域

〇補助対象：土地、建物、償却資産の取得経費
〇補　助　率：取得費の１５％～３０％

【被災企業ワンストップ相談窓口】（４／１５～）
鳥取県商工労働部産業振興総室企業立地推進室内
電話　0857-26-8080
ファクシミリ　0857-26-0609
電子メール　sangyoushinkou@pref.tottori.jp

●水産業関連施設の移転を新たに支援します

鳥取県内に水産業関連施設の移転を希望する被災事業者を支援します。

対象者：東日本大震災で被災し、鳥取県内に水産業関連施設の移転を行う事業者
補助率：水産業関連施設整備費の1／3以内（補助額の上限10,000千円）
《例えば養殖施設の場合の補助対象》
生簀、魚網、ロープ、アンカー、結節器具等の資材

【お問い合わせ先】
鳥取県農林水産部水産振興局水産課
電話　0857-26-7680
電子メール　suisan@pref.tottori.jp

被災者・被災事業者相談窓口一覧

東日本大震災で被災された方々や事業者を鳥取県で受け入れるにあたって、次のとおり相談窓口を開設しています。

●被災者受入支援総合相談窓口

被災者の方が鳥取県にこられる際の不安や心配事への相談及び鳥取県にお住まいになる際の各種情報の提供をしています。
（例：公営住宅、職員住宅、民間住宅等への入居相談。高齢者施設への受入れ相談。医療機関への入院等受診相談。児童生徒受入れに係る教育相談。雇用に関する相談。）

お問い合わせ先：**0857-26-7156**　（企画部地域づくり支援局移住定住促進課内）
午前8時30分から午後5時15分（平日のみ）

●住宅相談窓口

被災者の方への支援の一環として、県営住宅等の提供を行っています。
入居対象者は東日本大震災の被災者のかたです。
（住宅の全壊、半壊等により居住できなくなった方又は福島原子力発電所の事故に伴い避難措置、屋内退避を講じられた方も含みます。）

お問い合わせ先：**0857-26-7411**　（生活環境部くらしの安心局住宅政策課内）
午前8時30分から午後5時15分（平日のみ）

●被災企業ワンストップ相談窓口

被災、或いは計画停電等の影響を受け、生産活動に支障をきたしておられる企業を対象に、鳥取県で事業継続・再開を図るために必要な情報報提供・支援を行っています。
（例：空き工場等の斡旋。工場移転への補助金。資金調達、物流、協力企業、人材確保・育成等の相談。）

お問い合わせ先：**0857-26-8080**　（商工労働部産業振興総室内）
午前8時30分から午後5時15分（平日のみ）

＊土・日・祝祭日については、下記「鳥取県東日本災害支援対策本部」にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
鳥取県東日本大震災支援対策本部
〒680-8570　鳥取県鳥取市東町1丁目271
電話：0857－26－7277・7278　　ファクシミリ：0857－26－8137
電子メール：bousai@pref.tottori.jp
鳥取県ホームページ 「東日本大震災への対応」
http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=154943

鳥取県
Tottori Prefecture

リノベーションプログラム
～震災による影響を受けた県内の皆さまへ～

中小企業　資金繰りを支援

●ニューマネー供給と返済負担軽減により資金繰りを応援します

（１）全業種１００％保証でニューマネーを供給します。

・経営活力強化資金（４／１～）　（全業種対象は９/３０まで）

【対象者】最近３ヶ月間の売上高等が前年同月比５％以上減少

【限度額】８０００万円【融資期間】１０年（据置３年）【利率】年１．４３％

（２）直接又は間接の影響を受けた企業の方は、別途、ニューマネー資金、借換資金、小規模事業者向け資金をご利用できます。（地震対策枠創設：3/25～）

・対象者

被災地企業との取引割合が20%以上あり、最近1ヶ月実績を含む3ヶ月売上高見込みが前年比10%以上減少

⇒　５／３０～の要件緩和内容：（現行）取引割合20%以上 → 取引あり

（現行）売上減　10%以上 →　5%以上

※1　ニューマネー資金（取引安定化対策資金）

【限度額】運転・設備資金として1億円　【融資期間】10年（据置3年）【利率】年1．43%

※2　借換資金（経営安定支援借換資金、旧制度融資等借換特別資金）

【限度額】2億円【融資期間】10年（据置3年）【利率】（保証付き通常）年1．66%

（保証付き特別）年1．43%

（保証なし通常）年1．96%

（保証なし特別）年1．68%

※3　小規模事業者向け資金（中小企業小口融資、小規模事業者融資）

【限度額】（小口）　1250万円【融資期間】（運転）6年（据置1年）【利率】（通常）年1．66%

（小規模）1500万円　（設備）7年（据置1年）　（特別）年1．43%

（３）特に影響の大きい企業には融資限度額を倍増します。（５／３０～）

・取引安定化資金　：〔現行〕　１億円　⇒　２億円

・経営活力強化資金：〔現行〕８０００万円　⇒　１億６０００万円

・対象者要件

＊被災地企業と取引のある企業（＝震災後3ヶ月の売上高等が前年同月比10%以上減少）

＊震災で急激な取引減少のある企業（＝震災後3ヶ月の売上高等が前年同月比15%以上減少）

（４）小規模事業者向け運転資金の返済期間を延長します。（５／３０～）

５年（据置６か月）⇒　６年（据置１年）*※対象者要件は（２）に同じ。*

※この他、条件変更等については、取引金融機関にご相談ください。

【お問い合わせ先】
鳥取県商工労働部経済通商総室
電話：0857-26-7453
電子メール：keizaitsusho@pref.tottori.jp
【申し込み窓口】
最寄りの市町村、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

中小企業　経営改善を支援

●特別相談窓口を設置します

震災影響などにより、資金繰りなど経営に支障が生じている企業の皆さんに対応する相談窓口を県内４か所に設置します。（５／３０～）

東部	商工労働部経済通商総室経営支援室	鳥取市東町一丁目220番地	0857-26-7215,7217
中部	中部総合事務所県民局産業雇用課	倉吉市東巌城町２	0858-23-3984
西部	西部総合事務所県民局商工労働課	米子市糀町一丁目160	0859-31-9636
日野	日野総合事務所県民局商工観光チーム	日野郡日野町根雨140-1	0859-72-2135

●中小企業緊急支援チームが経営改善をお手伝いします

経営相談等の結果、緊急に経営改善に取り組まれる企業については、商工団体、産業支援機関や金融機関などで中小企業緊急支援チームを編成しサポートします。

（７月１日開始予定）

【お問い合わせ先】
鳥取県商工労働部経済通商総室
電話：0857-26-7215
電子メール：keizaitsusho@pref.tottori.jp

中小企業　雇用維持・キャリアアップを支援

●雇用調整のピンチを人材育成のチャンスへ

企業が雇用調整のため、労働時間の短縮や一時帰休を行う場合などに、在職者のキャリアアップのために共同で行う研修事業を支援します。

対　　象：事業主団体
主な条件：①研修の企画・運営を行う事務局を設置し、離職者を事務局職員として雇用していただきます。
②県は事務局の運営経費（新たに雇用する事務局職員の人件費、事務費）を負担します。
③研修講師の謝金等の研修に必要な直接的な経費は、研修参加企業の負担となります。
④最低、１回／週程度の研修を実施していただきます。

※雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の対象となる企業の社員が、上記研修を受講する場合、教育訓練給付が受給できる場合があります。
（助成金の受給条件は、鳥取労働局、各ハローワークにお問い合せください）

例）中小企業の社員が上記助成金の対象となる研修を受講した場合
教育訓練給付の支給額　１人１日当たり　６千円

【お問い合わせ先】
鳥取県商工労働部雇用人材総室
電話：0857-26-7231
電子メール：koyoujinzai@pref.tottori.jp

中小企業　取引マッチングを支援

●仕事量・売上高回復を強力バックアップ！

震災による受注減への対応として、(財)鳥取県産業振興機構の専門コーディネーター(県内6人、東京2・名古屋1・大阪1人)が新たな販路・取引マッチングを強力に支援します。

◆支援内容：　県外企業等への販路開拓及び取引斡旋
　　経営改善、技術改善、事業転換など必要に応じて専門家派遣
◆相談窓口　(財)鳥取県産業振興機構「東日本大震災に係る緊急相談窓口」(4/11～)

【お問い合わせ先】
(財)鳥取県産業振興機構
《企業支援部(東部)》電話：0857-52-6703ファクシミリ：0857-52-6673
《西部支部》電話：0859-27-1942　ファクシミリ：0859-27-1943

中小企業　安心・安全の確保を支援

●海外向け工業製品の放射線検査を無料で実施します

(地独)鳥取県産業技術センターにおいて、工業製品の放射線量を測定し、測定結果報告書を発行します。
(1)開始時期：5月20日～
(2)実施場所：(地独) 鳥取県産業技術センターの3研究所
　電子・有機素材研究所(鳥取市)，機械素材研究所(米子市)，食品開発研究所(境港市)
(3)対　　象：鳥取県内企業及び県内に事業所を有する企業が製造する工業製品で、
　海外取引などで放射線量の測定が必要とされるもの
(4)測定方法：放射線測定器による表面汚染測定
(5)測定費用：無料

【お問い合わせ先】
鳥取県産業技術センター
(鳥取) 電話：0857-38-6200 (米子) 電話：0859-37-1811
(境港) 電話：0859-44-6121

●海外向け食品等の産地証明は県庁で！

県(市場開拓局)において、食品等の産地証明書発行を実施しています。
(1)窓　口：鳥取県商工労働部市場開拓局
(2)対象国：EU,シンガポール、韓国、マレーシア(今後、日本国政府との協議が完了した国から対象拡大)
(3)証明書発行費用：無料

※最新の情報については、とりネットの下記リンク先情報をご覧ください。
http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=156167

【お問い合わせ先】
鳥取県商工労働部市場開拓局
電話：0857-26-7833
電子メール：shijoukaitaku@pref.tottori.jp

国内観光　誘客促進を支援

●県内への緊急誘客対策を促進します

「鳥取発！がんばろう日本！」ワンコインキャンペーン

先着10,000名に500円分の館内施設の無料利用券がもらえるキャンペーンを実施しています。宿泊サイト「じゃらんnet」（会員数900万人）、「楽天トラベル」（会員数1,300万人）から、鳥取県の対象宿泊施設の特定プランを予約申込みください。

（1）主　　催　　鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合、鳥取県
（2）対象期間　　5月9日（月）～7月15日（金）の宿泊
（3）対　　象　　各宿泊サイトから、キャンペーン対象プランを予約された方
・ じゃらんnet　http://www.jalan.net/
・ 楽天トラベル　http://travel.rakuten.co.jp/

鳥取県民感謝キャンペーン

このキャンペーンの対象となる宿泊施設の特定プランを、直接電話で予約申込みいただくと、500円または1,000円の館内施設の無料利用券をプレゼントしています。

鳥取県観光情報ホームページ(http://yokoso.pref.tottori.jp/)から対象施設を御確認いただき、対象施設に直接電話でお問い合わせ・予約申込みください。

（1）主　　催　　鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合
(電話：0857-22-2464)
（2）対象期間　　6月1日（水）～7月15日（金）
（3）対　　象　　鳥取県内在住者

ようこそようこそ、ゲゲゲのふるさと鳥取県！キャンペーン

このキャンペーンの対象となる県内の観光施設・宿泊施設を有料利用した際、県内外で配布されている「探検マップ」についている引換券を提示すると、先着20,000名に鬼太郎オリジナルグッズをプレゼントしています。

鳥取県観光情報ホームページ（http://www. tottori－tankentai.com/）

（1）主　　催　　(社)鳥取県観光連盟
（電話：0857-39-2111）
（2）対象期間　　7月1日(金)～9月30日(金)

【お問い合わせ先】
鳥取県文化観光局観光政策課
電話：0857-26-7237
ファクリミリ：0857-26-8308
電子メール：kankou@pref.tottori.jp

●米子鬼太郎空港のリムジンバス利用者へ支援します

米子鬼太郎空港⇔鳥取駅、倉吉駅（はわい温泉・三朝温泉経由）のリムジンバス利用者へバス料金の半額を支援します。

対象期間：平成２３年４月１日～平成２４年３月３１日
対 象 者：米子ソウル便の航空券を申し込んだ際に旅行会社から「半額助成券」が交付されたリムジンバス利用者
支援後料金：米子鬼太郎空港 ⇔ 鳥取駅 1,000円
米子鬼太郎空港 ⇔ 倉吉駅・はわい温泉・三朝温泉いずれも 750円

【お問い合わせ先】
山陰国際観光協議会事務局（鳥取県文化観光局国際観光推進課）
電話：0857-26-7221　ファクリミリ：0857-26-8308
電子メール：kokusaikankou@pref.tottori.jp

●米子ソウル便利用のグループ旅行支援を拡充します

最高で３０万円の支援を行います。
（４人以上のグループはその人数に応じて通常の２倍の支援）

支　　援　　額：４人以上のグループ…２万円
（往復利用の場合）８人以上のグループ…４万円
※片道利用の場合　１３人以上のグループ…１０万円
は半額支援　　２５人以上のグループ…２０万円
５０人以上のグループ…３０万円
対　象　　期　間：平成２３年４月１日～５月３１日（延長も検討中）

※米子ソウル便と環日本海貨客船を同時に片道ずつ利用する場合（４人以上のグループ）も、上記の米子ソウル便往復利用と同額の支援を行います。

【お問い合わせ先】
山陰国際観光協議会事務局（鳥取県文化観光局国際観光推進課）
電話：0857-26-7221　ファクリミリ：0857-26-8308
電子メール：kokusaikankou@pref.tottori.jp

農林水　木材搬出を支援

●森林から間伐材を搬出する経費の支援を拡大します

被災地における仮設住宅の整備や、今後の本格的な復興に伴う住宅建設等により木材需要が増加し、原材料である丸太が不足することが予想されます。このため、森林から間伐材を搬出する経費の支援対象を拡大することで、木材の安定供給を図ります。

拡大内容：鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業で実施する間伐施行地から搬出する間伐材
対　象　者：森林所有者、森林組合、素材生産業者等
助　成　額：3，100円／m3

【お問い合わせ先】
鳥取県農林水産部森林・林業総室県産材・林産物需要拡大室
電話：0857-26-7264
電子メール：shinrinringyo@pref.tottori.jp
又は最寄りの総合事務所農林局林業振興課（農林業振興課）

農林水　水産物流通を支援

●境港から被災地への水産物チャーター便を運行します

被災地では水産物の需要はあるものの流通していないことから、境港の水産物を安定的に供給する新たな物流ルートの構築を支援します。

新たな支援

東京 → 東北の市場 量販店

・ 県の支援：仲買業者による特別チャーター便
・ 事業主体：(社)境港水産振興協会
※ 1回／週のチャーター便、「被災地応援境港フェア」開催経費に対して1／2補助

【お問い合わせ先】
鳥取県農林水産部水産振興局水産課
電話　0857-26-7680
電子メール :suisan@pref.tottori.jp

鳥取県東日本大震災支援対策本部

〒680-8570　鳥取県鳥取市東町1丁目271
電話：0857－26－7277・7278　　ファクシミリ：0857－26－8137
電子メール：bousai@pref.tottori.jp
鳥取県ホームページ 「東日本大震災への対応」
http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=154943

鳥取県 Tottori Prefecture